

東京都ブロック塀等安全対策促進事業補助金交付要綱

制定 平成30年12月20日

30都市建企第976号

(目的)

第1 この要綱は、ブロック塀等安全対策促進事業を実施する区市町村に対し、当該事業に要する経費を東京都（以下「都」という。）が補助するに当たり必要な事項を定めることにより、区市町村が行うブロック塀等安全対策促進事業を支援して、地震発生時のブロック塀等の倒壊による人的被害を防ぐための都内におけるブロック塀等の安全対策を促進し、もって都民の安全・安心の確保を図ることを目的とする。

(通則)

第2 ブロック塀等安全対策促進事業に係る都の補助金（以下「補助金」という。）の交付に関しては、東京都補助金等交付規則（昭和37年東京都規則第141号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第3 この要綱における用語の定義は、次に定めるところによる。

1 ブロック塀等

補強コンクリートブロック造の塀、組積造の塀、万年塀及びこれらに類する構造の塀並びにそれらの塀と一体となった門柱をいう。

2 ブロック塀等安全対策促進事業

都内において安全性に問題のある民間（国、地方公共団体又はその他知事が定めるものが所有し、又は管理する場合以外をいう。）のブロック塀等（私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人（以下「学校法人」という。）が学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定に基づき設置する幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、専修学校及び各種学校並びに学校法人又は社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人が就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）の規定に基づき設置する幼保連携型認定こども園の敷地に設けられたものを除く。）の安全対策を行った者（以下「施行者」という。）に対し、その費用の一部を助成する区市町村の事業をいう。

3 安全性に問題のあるブロック塀等

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）等の規定に適合しない（建築物に附属せず法等が適用されないブロック塀等にあつては、法等の規定が適用されるものとみなした場合に当該規定に適合しないときを含む。）又は傾き、ひび割れ等の劣化が発生しているブロック塀等で、地震時に倒壊の危険性があるもの（ただし、敷地と道路等との境界線上の各地点と、当該地点から最短の距離にあるブロック塀等の上端部分との高低差（安全性に問題のあるブロック塀等の上部にフェンス等が設置されている場合は、フェンス等を除いた部分までの高低差をいう。以下「ブロック塀等の高さ」という。）が当該ブロック塀等のいずれかの地点において80cm以上となるもので、倒壊した場合に道路等を通行する者に危害を及ぼすおそれがあるものに限る。）をいう。

4 道路等

道路法の規定に基づく道路その他一般の通行の用に供する通路をいう。

5 安全対策

道路等に面して設置されたブロック塀等に関する事業で次に掲げるものをいう。

(1) 調査

建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）の規定に基づく一級建築士及び二級建築士並びに公益社団法人日本エクステリア建設業協会が制定したブロック塀診断士規定に基づくブロック塀診断士その他地震に対するブロック塀等の安全性の評価に関する専門的な知見があると認められる者による、ブロック塀等の高さが 80 c m 以上であるブロック塀等の地震に対する安全性の評価をいう。

(2) 除却

安全性に問題のあるブロック塀等の一部又は全部を取り除く工事（当該安全性に問題のあるブロック塀等と一体となったフェンス等の除却に係る工事を含む。）をいう。ただし、一部を除却する場合は、除却後、ブロック塀等の高さが 80 c m 以下となり、かつ、地震に対して安全な構造となるものに限る。

(3) 新設

(2) の除却に伴い新たに塀（法等に適合するもの（建築物に附属せず法等が適用されない塀にあっては、法等の規定が適用されるものとみなした場合に当該規定に適合するもの））に限る。）を設置する工事をいい、塀の設置は、原則として、(2) の除却完了の翌日から起算して 3 月以内に着手するものとする。

(4) 改修

地震に対する安全性の向上を目的として実施する、安全性に問題のあるブロック塀等の補強工事で、かつ、当該工事の結果、当該ブロック塀等が地震に対して安全な構造となるものをいう。

6 国産の木材

日本の森林で伐採された木材をいう。

7 木塀

国産の木材を使用した塀で、塀の基礎及び支柱並びに空隙を除いた部分の見付面積の 9 割以上が国産の木材であるものをいう。ただし、都が木塀と認めないと判断するものを除く。

8 整備地域

東京都震災対策条例（平成 12 年東京都条例第 202 号）に基づく防災都市づくり推進計画（平成 28 年 3 月改定）に定める整備地域をいう。

（補助対象者）

第 4 補助金の交付の対象となる者は、この要綱に基づきブロック塀等安全対策促進事業を行う区市町村とする。

（補助事業）

第 5 補助金の交付の対象となる事業は、この要綱に基づき区市町村が行うブロック塀等安全対策促進事業とする。ただし、都が行う他の事業において補助金が交付されていないものに限る。

（補助事業の実施期間）

第6 第10の規定により交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の補助を受けようとする会計年度の末日までに補助事業を完了させるものとする。

（補助金の交付の対象となる経費）

第7 補助金の交付の対象となる経費は、補助事業に要する経費のうち、次に掲げる経費とする。

- (1) 第3の5(1)の調査に要する経費
- (2) 第3の5(2)の除却に要する経費
- (3) 第3の5(3)の新設に要する経費
- (4) 第3の5(4)の改修に要する経費

（補助金の交付額）

第8 都が交付する補助金の額は、次の(1)から(4)により算出した交付額（それぞれの交付額について、補助事業者が補助する額から当該補助事業者が行うブロック塀等安全対策促進事業に対する国の補助額を控除した額の2分の1以内の額を限度とし、当該額に千円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）の合計額以内の額、かつ、予算の範囲内の額とする。

- (1) 第7の(1)の調査に要する経費のうち、補助事業者が補助する額の4分の1以内の額かつ(2)の額と合計して6,500円/m以内の額
- (2) 第7の(2)の除却に要する経費のうち、補助事業者が補助する額の4分の1以内の額かつ(1)の額と合計して6,500円/m以内の額
- (3) 第7の(3)の新設に要する経費のうち、補助事業者が補助する額の4分の1以内の額かつ6,000円/m以内の額。ただし、木塀を新設する場合（整備地域内における木塀の新設については、都と別途協議すること。）は、新設に要する経費のうち、24,000円/mを超え146,000円/m以下に相当する経費については、延長20mを限度として、それぞれ24,000円/mから146,000円/mまでの額を加算した額
- (4) 第7の(4)の改修に要する経費のうち、補助事業者が補助する額の4分の1以内の額かつ6,000円/m以内の額

（補助金の交付申請）

第9 この要綱に基づく補助金を受けようとする区市町村は、補助金交付申請書（別記第1号様式）に次に定める書類を添えて、知事に申請しなければならない。

- (1) 補助事業内容、補助金額算出内訳及び実施計画表（別記第1号様式別添）
- (2) 区市町村事業要綱等、区市町村事業の内容が分かるもの
- (3) その他知事が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第10 知事は、第9の1の規定による申請を受けたときはその内容を審査し、適当と認める場合は補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書（別記第2号様式）により申請者に通知する。

（申請の撤回）

第11 補助事業者は、この補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、補助

金交付決定通知書の受領後 14 日以内に補助金交付申請の撤回をすることができる。

(交付決定の変更)

第 12 補助事業者は、補助金の交付決定後、補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更しようとするときは、速やかに補助金交付変更申請書(別記第 3 号様式)に次に定める書類を添えて((2)及び(3)は、変更が生じない場合は、省略することができる。)、知事に申請しなければならない。ただし、軽微なものについては、この限りでない。

- (1) 補助事業内容、補助金額算出内訳及び実施計画表(別記第 3 号様式別添)
- (2) 区市町村事業要綱等、区市町村事業の内容が分かるもの
- (3) その他知事が必要と認める書類

2 1 のただし書に規定する軽微なものとは、補助金の交付決定額を超えない範囲での補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更とする。

3 知事は、1 の規定による変更申請を適当と認めるときは当該変更を承認し、補助金交付変更承認書(別記第 4 号様式)により補助事業者に通知し、適当と認めないときは交付決定を変更しないことを決定し、通知書(別記第 5 号様式)により補助事業者はその旨を通知するものとする。

(中止又は廃止の承認)

第 13 補助事業者は、補助金の交付決定通知を受けた後、特別な理由が生じたため、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、中止・廃止申請書(別記第 6 号様式)により、知事に申請しなければならない。

2 知事は、1 の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、承認することを決定した場合は承認書(別記第 7 号様式)により、承認しないことを決定した場合は通知書(別記第 8 号様式)により、補助事業者はその旨を通知するものとする。

3 補助事業者は、2 の規定により補助事業の中止を承認された場合であって、当該補助事業を再開するときは、再開通知書(別記第 9 号様式)により、通知しなければならない。

(状況報告)

第 14 知事は、必要に応じ、補助事業者に対して、期限を定めて補助事業の状況について報告を求めることができる。

2 1 の規定による報告は、知事が定める期限までに、執行状況報告書(別記第 10 号様式)により行わせるものとする。

(実績報告)

第 15 補助事業者は、補助事業が完了したとき又は補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したときは、速やかに実績報告書(別記第 11 号様式)に次に定める書類を添えて、知事に報告しなければならない。また、第 14 の 2 の規定により、廃止の承認を受けたときも同様とする。

- (1) 補助事業成果及び補助金額算出内訳表(別記第 11 号様式別添)
- (2) その他知事が必要と認める書類

2 1 において、補助事業に係る安全対策が完了している場合は、補助事業者から施行者に対して補助金が交付されていない場合であっても、補助事業が完了したものとみなす(第 6 において同じ。)

(補助金の額の確定)

第 16 知事は、第 15 の規定により実績報告を受けたときは、実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めた場合は、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書（別記第 12 号様式）により、補助事業者に通知するものとする。

2 補助金の額の確定は、第 10 の規定により交付決定した額（第 12 の規定により交付決定の変更をした場合は、当該変更後の額）の範囲内で行うものとする。

(補助金の交付)

第 17 知事は、第 16 の規定により確定した額について、補助事業者から請求書（別記第 13 号様式）による請求を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。ただし、第 15 の 2 により補助事業が完了したものとみなした場合は、補助事業者から施行者に対して補助金の交付が完了したことを確認してから都の補助金を交付するものとし、補助事業者からの請求書による請求は、平成 31 年 4 月 19 日までに行わせるものとする。

(補助金の交付決定の取消し)

第 18 知事は、補助事業者が次の(1)から(8)までの一に該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金の交付決定後、天災地変その他の事情変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により、この補助金の交付を受けたとき。
- (3) 第 13 の規定により補助事業を中止し、又は廃止したとき。
- (4) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (5) 補助事業を予定の期間内に着手せず、又は完了しないとき。
- (6) 補助事業費の精算額が第 10 の規定による交付決定に係る補助対象経費（第 12 の規定により交付決定の変更をした場合は、当該変更後の額）に達しないとき。
- (7) 第 10 の規定による補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件（第 12 の規定により変更した内容等である場合を含む。）その他法令又は規則に基づく命令に違反したとき。
- (8) 事業内容及び事業費並びに事情の変更等により交付すべき補助金の額が減額することとなったとき。

2 1 の規定は、第 16 の規定により交付すべき補助金の額を確定した後においても適用する。

(補助金の返還)

第 19 知事は、第 18 の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 知事は、消費税及び地方消費税相当額に対して補助金を交付した場合、補助事業完了後に施行者がその経費について仕入税額控除を行っているかを調査し、補助金の交付の対象となる経費が減額しているときは、当該金額について、返還手続を行うものとする。

(違約加算金及び延滞金)

第 20 第 18 の交付決定の取消しによる補助金の返還については、次の(1)から(4)までの規定により、違約加算金及び延滞金を納付させるものとする。ただし、第 18 の 1 の(2)、(4)又は(7)に該当しない場合の違約加算金については、この限りではない。

- (1) 違約加算金(100 円未満の場合を除く。)は、補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき、年 10.95%の割合で計算するものとする。
- (2) (1)の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充当するものとする。
- (3) 知事は、第 18 の規定により、補助事業者が補助金の返還命令を受け、これを納付日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その納付額につき、年 10.95%の割合で計算した延滞金(100 円未満の場合を除く。)を納付させなければならない。
- (4) (3)の規定により、延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付額を控除した額によるものとする。

(補助事業の帳簿等の作成及び保管)

第 21 補助事業者は、補助事業に関わる収支に関する帳簿、証拠書類その他補助事業の実施の経過を明らかにするための書類等を備えるとともに、補助事業の終了後 5 年間保管しなければならない。

附 則

この要綱は、平成 30 年 12 月 20 日から施行する。